

一定の犯罪について公訴時効を廃止する案及び 一定の犯罪について公訴時効期間をより長い期間とする案 (A・Bイメージ案)

1 A案(公訴時効の廃止)

(1) 対象犯罪についての公訴時効を廃止する。

(2) 対象犯罪の範囲

甲案 人を死亡させた罪のうち死刑に当たる罪とする。

乙案 人を死亡させた罪のうち死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪とする。

2 B案(公訴時効の期間の延長)

(1) 対象犯罪についての公訴時効の期間を【例えば、50年】とする。

(2) 対象犯罪の範囲

甲案 人を死亡させた罪のうち死刑に当たる罪とする。

乙案 人を死亡させた罪のうち死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪とする。

※ B案は、対象犯罪の範囲を広くして、罪種及び法定刑に応じ、段階的に公訴時効期間を延長することもある。

3 A案とB案の組合せ

対象犯罪について、罪種及び法定刑に応じ、その最も重い区分は公訴時効を廃止し、その他は、刑法第250条と異なる段階的な公訴時効期間の区分を設ける。

甲案：人を死亡させた罪のうち①から④までについて以下の取扱いをする。

①	死刑に当たる罪	公訴時効廃止
②	無期の懲役又は禁錮に当たるもの	30年
③	有期上限(20年)の懲役又は禁錮に当たるもの	20年
④	その他の懲役又は禁錮に当たるもの	10年

乙案：人を死亡させた罪については、1つ上の法定刑区分の罪として取扱う。

(人を死亡させた罪は以下の①から⑤までのような取扱いとなる。)

①	死刑に当たる罪	公訴時効廃止
②	無期の懲役又は禁錮に当たる罪	25年
③	長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪	15年
④	長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	10年
⑤	長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪	7年

個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをする案 (C-1イメージ案)

1 手続要件

- (1) 被疑者を氏名等により特定できないために、公訴の提起をすることができないこと。
- (2) DNA型情報等、特定の個人を確実に識別することができる身体的情報をもって、起訴状の記載事項としての被告人を特定するに足りる事項に代えて、起訴をすることができるとする。

2 対象犯罪の範囲

甲案 人を死亡させた罪のうち死刑に当たる罪とする。

乙案 人を死亡させた罪のうち死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪とする。

※ 「人を死亡させた罪」など、対象犯罪を広くする考え方もあり得る。

3 起訴手続の効果

- (1) 通常の起訴と同様の効果が生ずる（時効が停止する。）。
- (2) (1)の効果は、当該特定された被告人について生ずることとする。
- (3) 被告人が氏名等により特定されるまで、起訴状謄本の送達等公判に関する手続をとることを要しないとする。

個別の事件の公訴時効の進行について特別の取扱いをする案 (C-2イメージ案)

1 要件

(1) 被疑者を特定できない，又は特定された被疑者の身柄を確保できないために，公訴の提起をすることができないこと

※ さらに，(2)及び(3)の要件を適宜組み合わせる。

(2) 証拠に関する要件

ア 対象犯罪が行われたと確実に認めるに足りる証拠があること。

イ DNA型情報等，他者と確実に識別して人を特定するに足りる証拠があり，かつ，当該証拠により特定される者が対象犯罪を行ったと合理的な疑いを超えて認めるに足りる証拠があること。

(3) 処罰感情や事実状態の尊重に関する要件

例えば，以下のような案が考えられる。

甲案 特に犯情が悪質な事案であること。

乙案 被害者等から検察官に対する申立てがあること。

丙案 犯罪の凶悪性，被害者等の心情，民心その他の事情を考慮して，特に必要と認めること。

2 対象犯罪の範囲

甲案 人を死亡させた罪のうち死刑に当たる罪とする。

乙案 人を死亡させた罪のうち死刑及び無期の懲役・禁錮に当たる罪とする。

※ 「人を死亡させた罪」など，対象犯罪を広くする考え方もあり得る。

3 決定の効果

(1) 甲案 時効の進行を一定期間（例えば，5年間）停止する。

乙案 時効の進行を中断する。

(2) (1)の効果は，当該事件について生ずることとする。

4 請求及び判断

検察官の請求により裁判官が1の要件を満たしていることを認定する。

5 裁判官による審理方式

甲案 検察官の関与のみで審理をする。

乙案 職権で弁護人を選任した上で審理をする。